

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（船長に代わつてその職務を行う者の意義）</p> <p>27-1 法第 27 条《船長又は機長の職務代行者》にいう「船長に代つてその職務を行う者」とは、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 <u>709</u> 条《<u>船長による職務代行者の選任</u>》の規定により選任された<u>船長の職務を行うべき者</u>及び船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 20 条《<u>船長の職務の代行</u>》の規定によりその職掌の順位に従つて船長の職務を行う船舶職員をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（当事者分析）</p> <p>67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第 62 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 当事者分析成績の採用に係る承認申請手続等</p> <p>イ 承認の申請</p> <p>(イ) 当事者分析成績の採用を希望する当事者がある場合には、当事者に「当事者分析成績採用申請書（新規）」（C-5570）に所要事項を記入させ、輸出入申告書等の提出の際に提出しようとする分析成績書の様式その他の参考資料（他の税関において同一内容の申請について、当事者が既に下記ハによる承認を受けている場合には、当該承認書の写しを含む。以下この項において、これらの書類等を「新</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（船長に代わつてその職務を行う者の意義）</p> <p>27-1 法第 27 条《船長又は機長の職務代行者》にいう「船長に代つてその職務を行う者」とは、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 <u>707</u> 条《<u>代船長の選任の責任</u>》の規定により選任された<u>代船長及び船員法</u>（昭和 22 年法律第 100 号）第 20 条《<u>特殊な場合の職務代行者</u>》の規定によりその職掌の順位に従つて船長の職務を行う船舶職員をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（当事者分析）</p> <p>67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第 62 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 当事者分析成績の採用に係る承認申請手続等</p> <p>イ 承認の申請</p> <p>(イ) 当事者分析成績の採用を希望する当事者がある場合には、当事者に「当事者分析成績採用申請書（新規）」（C-5570）に所要事項を記入させ、輸出入申告書等の提出の際に提出しようとする分析成績書の様式その他の参考資料（他の税関において同一内容の申請について、当事者が既に下記ハによる承認を受けている場合には、当該承認書の写しを含む。以下この項において、これらの書類等を「新</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>規申請書」という。)を添付させ、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が所属する税関（以下この項において「蔵置税関」という。）の業務部長宛てに 3 部（蔵置税関の分析担当部門用、蔵置税関の本関の通関審査等担当部門（ロの(イ)に規定する通関審査等担当部門をいう。以下(ロ)及び(ハ)において同じ。）用、承認書用）提出させることによりその承認の申請を行わせるものとする。</p> <p>(ロ)～(ハ) (省略) ロ及びハ (省略) (3)～(9) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関） 68－5－14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原産地証明書</th> <th style="text-align: center;">原産地証明書の発給機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td> <td>ブルネイ外務貿易省又はブルネイ財務経済省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア協定原産地証明書</td> <td>the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group 又は the International Export Certification Services</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	(省略)	(省略)	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省又はブルネイ財務経済省	(省略)	(省略)	オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group 又は the International Export Certification Services	(省略)	(省略)	<p>規申請書」という。)を添付させ、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が所属する税関（以下この項において「蔵置税関」という。）の業務部長 <u>（沖縄地区税関にあっては、業務・調査担当次長をいう。以下この項において同じ。）</u> 宛てに 3 部（蔵置税関の分析担当部門用、蔵置税関の本関の通関審査等担当部門（ロの(イ)に規定する通関審査等担当部門をいう。以下(ロ)及び(ハ)において同じ。）用、承認書用）提出させることによりその承認の申請を行わせるものとする。</p> <p>(ロ)～(ハ) (同左) ロ及びハ (同左) (3)～(9) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関） 68－5－14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原産地証明書</th> <th style="text-align: center;">原産地証明書の発給機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td> <td>ブルネイ外務貿易省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア協定原産地証明書</td> <td>the Australian Chambers of Commerce and Industry <u>又は</u> the Australian Industry Group</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p>	原産地証明書	原産地証明書の発給機関	(同左)	(同左)	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省	(同左)	(同左)	オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry <u>又は</u> the Australian Industry Group	(同左)	(同左)
原産地証明書	原産地証明書の発給機関																								
(省略)	(省略)																								
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省又はブルネイ財務経済省																								
(省略)	(省略)																								
オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group 又は the International Export Certification Services																								
(省略)	(省略)																								
原産地証明書	原産地証明書の発給機関																								
(同左)	(同左)																								
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省																								
(同左)	(同左)																								
オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry <u>又は</u> the Australian Industry Group																								
(同左)	(同左)																								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（注 2）「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。）</p> <p>② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者</p> <p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>ホ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① 真正品の DNA 鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</p> <p>② 侵害すると認める物品を入手している場合には、その DNA 鑑定書</p>	<p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（注 2）「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。）</p> <p>② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者</p> <p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>ホ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①～④に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① 真正品の DNA 鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</p> <p>② 侵害すると認める物品を入手している場合には、その DNA 鑑定書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>③ 種苗法第 21 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項の届出を行った場合には、届け出たことを証する書類及び同号イに規定する指定国以外の国への輸出が見込まれることを疎明する資料</p> <p>④ 種苗法第 35 条の 3 第 2 項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和 4 年 4 月 1 日以降）</p> <p>なお、提出された上記①及び②の DNA 鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係る DNA 鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>へ（省略）</p> <p>(3)～(5)（省略）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 4－6 前記 69 の 4－2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 侵害すると認める理由の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、<u>原則として</u>、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見</p>	<p>③ 種苗法第 21 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項の届出を行った場合には、届け出たことを証する書類及び同号イに規定する指定国以外の国への輸出が見込まれることを疎明する資料</p> <p>④ 種苗法第 35 条の 3 第 2 項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和 4 年 4 月 1 日以降）</p> <p>なお、提出された上記①及び②の DNA 鑑定書については、農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係る DNA 鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>へ（同左）</p> <p>(3)～(5)（同左）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 4－6 前記 69 の 4－2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 侵害すると認める理由の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、<u>原則として</u>開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4)（同左）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書（補正意見書を含む。）の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 4－7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第 3 章において準用する第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69 の 4－8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産</p>	<p>書（補正意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 4－7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第 3 章において準用する第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69 の 4－8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>申立先税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを 1 月毎に公表する。</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6 - 1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて電子メール等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 69 条の 6 第 11 項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5672）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。</p>	<p>項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを 1 月毎に公表する。</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6 - 1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>ニ 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて F A X 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 69 条の 6 第 11 項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5672）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)～(9) (省略)</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13－3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（注 2）「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）</p> <p>② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者</p> <p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から③までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① 真正品の DNA 鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略</p>	<p>(2)～(9) (同左)</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13－3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>（注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（注 2）「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）</p> <p>② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者</p> <p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>へ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①～③に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① 真正品の DNA 鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>させて差し支えない。）</p> <p>② 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書</p> <p>③ 種苗法第 35 条の 3 第 2 項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和 4 年 4 月 1 日以降）</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>ト （省略）</p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 13－6 前記 69 の 13－2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 侵害すると認める理由の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、<u>原則として</u>、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見</p>	<p>させて差し支えない。）</p> <p>② 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書</p> <p>③ 種苗法第 35 条の 3 第 2 項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和 4 年 4 月 1 日以降）</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局知的財産課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>ト （同左）</p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 13－6 前記 69 の 13－2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 侵害すると認める理由の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、<u>原則として</u>開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書（補正意見書を含む。）の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 13－7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69 の 13－8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを 1 月毎に公表する。</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p>	<p>書（補正意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 13－7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、申立審査通達の第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69 の 13－8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>申立先税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを 1 月毎に公表する。</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 15-1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)まで並びに後記 69 の 16-1（見本検査承認申請等）及び 69 の 16-3（見本検査に係る供託等）から 69 の 16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて電子メール等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 69 条の 20 第 12 項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。</p> <p>(2)～(9) (省略)</p>	<p>69 の 15-1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)まで並びに後記 69 の 16-1（見本検査承認申請等）及び 69 の 16-3（見本検査に係る供託等）から 69 の 16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて FAX 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 69 条の 20 第 12 項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>